

### 4 医師・歯科医師等との協働

#### 検視等の立会い

検視等に当たっては、医学的見地からの意見を踏まえて死因等を判断する必要があります。本震災では、極めて多数の遺体が発見・収容されたため、検視等への立会いについて、多くの医師からの協力が不可欠でしたが、発災直後から**日本法医学会、日本医師会等から積極的な支援**が得られ、全国から多くの医師が被災地に派遣されました。派遣は平成23年7月まで継続され、延べ約**1,100人**の派遣医師が、被災3県の医師との協働作業に取り組み、検視等の円滑な遂行に多大な貢献をしました。



医師による検視等への立会い



医師による書類の作成・整理

#### 歯牙形状の記録等

身元確認に有効な歯牙形状の記録等に関しても、発災直後から**日本歯科医師会等の積極的な支援**が得られ、全国から多くの歯科医師が被災地へ派遣されました。派遣は23年7月末まで継続され、延べ約**1,600人**の派遣歯科医師が、岩手県、宮城県及び福島県の歯科医師と共に、遺体の歯の治療状況等を1体ずつ記録化しました。これらの記録については、遺体と似た身体特徴を有する行方不明者の診療カルテと照合され、遺体の身元確認に活用されています。



遺体の歯の治療状況等の記録